

『台記』保延二年記の写本研究

——狩野本・広幡本・日野本を中心に——

白 根 靖 大

はじめに

本稿は『台記』保延二年記に関する写本研究である。筆者は、これまで二本の論考（本稿では拙稿A、拙稿Bと表記する）を著し、現存する『台記』保延二年記の諸写本を比較検討して得られた知見を提示してきた⁽¹⁾。対象とした写本は、宮内庁書陵部図書寮所蔵本のうち伏見宮本と柳原本⁽²⁾、国立公文書館内閣文庫所蔵本のうち紅葉山本・坊城本・賀茂清茂書写本（以下、賀茂本と表記する）⁽³⁾、東北大学附属図書館狩野文庫所蔵本（以下、狩野本と表記する）⁽⁴⁾、それに京都府立京都学・歴史館所蔵西洞院本⁽⁵⁾である。これらの諸写本について、拙稿Aでは保延二年十月条、拙稿Bでは同年十一月一日～十三日条の記述を比較検討し、写本間の関係性について分析した。その結果、限定的な考察からではあるが、以下のような知見を得ることができた。

(1) 『台記』保延二年記は、宝永三年（一七〇六）～享保三年（一七一八）に、賀茂清茂が伏見宮家に所蔵されて

『台記』保延二年記の写本研究（白根）

いた南北朝期の写本（伏見宮本）を書写（賀茂本）したのを契機に知られるようになり、「希代珍記」「家宝」（賀茂本）「希世之遺書」「宜珍秘」（坊城本）「秘本」「堅可禁他見者也」（柳原本）と評されるなど、当時は貴重書扱いされていた。

(2) 保延二年記写本の一つの系統として、賀茂本↓万里小路本↓坊城本（↓八条本）を挙げることができる。このうち坊城本は、享保八年（一七三三）に坊城俊将が書写したもので、文脈を重視して作成されたという特色があり、より原文（頼長の記述）に近づけようという書写者の意識を看取できる。

(3) 紅葉山本と狩野本は作成時期や書写者が不詳で、特色として元となった写本を忠実に書写しようとしたことが挙げられる。特に紅葉山本は賀茂本の複写本（複製本）として作成されたと考えられる。

(4) 柳原本は享保十八年（一七三三）に柳原光綱によって、西洞院本は延享五年（寛延元年、一七四八）に西洞院時名によってそれぞれ書写されたものである。両者は同じ類型に属すと見られるが、元となった写本が同一かは定かでない。

『台記』の写本研究はほとんど手つかずと言ってよく⁽⁶⁾、基礎的な検討を積み重ねていくことが求められる。前掲の二本の拙稿はその一端を担うものだが、狩野本については類本が見当たらず、精査がなかなか進まずにいた。そうした中、今回狩野本と比較検討するべき二つの写本を見出した。それが宮内庁書陵部図書寮所蔵の広幡本と日野本の保延二年記である⁽⁷⁾。両者は、一丁の字数・行数が狩野本と共通するなど、同じ類型に属すと見られるもので、精査の対象として十分な価値を有す。

そこで、本稿では、二本の拙稿で行った写本間の異同の分析を広幡本と日野本にも適用させるとともに、狩野本・広幡本・日野本の関係性について検討してみたい。また、これまで翻刻掲載してきた狩野本の本文について、拙稿Bを承け、紙幅の都合で保延二年十一月十四日～二十日条となるが、翻刻掲載を継続する。さらに、新たに翻刻掲載する十一月十四日～二十日条に関しては、二本の拙稿で比較検討の対象とした諸写本に広幡本と日野本を加え、改めて写本間の異同を精査していく。

一 広幡本『台記』保延二年記・日野本『台記』保延二年記と諸異同

まず、広幡本と日野本の概要から見ている。

広幡本『台記』は全十四巻で、保延二年記く久寿二年記および目録が現存している。目録と保延二年記を除いた巻には、寛政二年（一七九〇）に広幡前秀が山科忠言とともに校合した旨の付記があるものの、書写の時期や書写者については明記されていない。

これに対し、保延二年記にはその付記がないが、「此一冊以式部卿宮御本書写校合了、永可止他見者也、長忠」と記された押紙が表紙裏に見られる。「長忠」は広橋長忠で、宝永八年（正徳元年、一七一）生まれで明和八年（一七七）に没した⁸人物である。彼は前掲した前秀の祖父にあたる。一方、「式部卿宮」は、「はじめに」の（一）で指摘した保延二年記に関する経緯からすると、長忠と同じ時期の京極宮家仁親王（元禄十六年（一七〇三）生く明和四年（一七六七）没、正徳三年（一七二三）任式部卿宮⁹）と見てよからう。また、第一丁には「此一冊秘本也、不出闔外也、光栄」という記載がある。「光栄」は烏丸光栄で、元禄二年（一六八九）く寛延元年（一七四八）存命の人物である¹⁰。光栄と長忠の關係は不詳だが、歌人として秀でていた光栄は家仁親王と親交があったよう¹¹で、この光栄を介して長忠が「式部卿宮御本」以下、京極宮本と表記する¹²を手にした可能性が高い。すると、広幡本『台記』保延二年記は、賀茂本が書写された以降で烏丸光栄の没する前、長忠の年齢も考慮すると、おそらく享保半ばく延享頃に書写・作成されたと思われる。

日野本『台記』は全十三巻で、保延二年記く久寿二年記が現存している。保延二年記以外の巻には、天明四、五（一七八四、五）年に日野資矩が中山愛親の本（以下、中山本と表記する）を借りて書写した旨の奥書が記されている。さらに、中山愛親の父栄親が享保十三年（一七二八）に八条隆英の本（以下、八条本と表記する）を備書を使って書写したという中山本の奥書と見られる記述や、中山本の元となった八条本に転写されたと思われる坊城本の奥書も併記され

ている。ここから、保延二年記以外の巻については、坊城本↓八条本↓中山本↓日野本という書写系統が明らかになる。これに対し、保延二年記には奥書が全くなく、他の箇所にも書写の事情を語る識語は見当たらない。では保延二年記以外の巻と同じ書写系統をたどったかと言えば、後述するように、文字・記述の異同からすると、日野本保延二年記と坊城本保延二年記は異なる類型という結果となり、少なくとも「はじめに」の(2)で指摘した系統に結びつけることはできない。保延二年記についても日野資矩が中山本を書写した可能性は残るが、その場合中山本保延二年記は、他の巻と異なり、八条本ではない本を書写したことになるだろう。このように、日野本『台記』保延二年記は、現時点では書写・作成の時期・主体を特定するに至っていない。

次に、二本の拙稿で注目した文字・記述の写本間の異同について、広幡本・日野本を加えた結果を提示したい。なお、ここでは写本の表記を伏見宮本⇨伏本のように略記する。また、史料表記中の()は割書を表す。

①十月十一日条

【伏本】 引上椅子立大臣間□、件立様、大殿兼日仰合内府、

立大臣間 | 件立様大殿敷

【賀本】 引上椅子 —— 兼日仰合内府、

立大臣間 | 件立様大殿敷

【紅本・柳本・西本】 引上椅子 —— 兼日仰合内府、

立大臣間 | 仲立様大殿敷

【狩本】 引上椅子 —— 兼日仰合内府、

立大臣間 | 仲立様大殿敷

【坊本】 引上椅子立大臣間了、件立様、大殿兼日仰合内府、

立大臣間了 | 件立様大殿敷

【広本】 引上椅子 —— 兼日仰合内府、

立大臣間了 | 件立様大殿敷

【日本】 引上椅子 —— 兼日仰合内府、

この異同は、「はじめに」の(1)を踏まえると、賀茂本が作成された際、伏見宮本の当該箇所が判読しづらくなっていたことを示唆しており、欠損表記の右傍の注記は賀茂本の書写者の推定と見なせる。賀茂本から派生した諸写本はこれを転写していったことになるが、欠損表記内の傍線の記し方や、右傍注記の「一」と「了」あるいは「件」と「伸」といった違いが生じている。これらの中で異彩を放つのが坊城本で、賀茂本の右傍注記を文意にあわせて本文に組み入れている。日野本が坊城本と同類型に属さないのはここから明らかである。

②十月十一日条

【伏本・賀本・紅本・狩本・柳本・西本】入自庁西庇中門、闕經北更東折、入自庁北戸中間、

【坊本】入自庁西庇中間、經北更東折、入自庁北戸中間、

【広本・日本】入自庁西庇中門、經北更東折、入自庁北戸中間、

傍線部に注目すると、現存する保延二年記の祖本となる伏見宮本の表記を、賀茂本以下の多くの写本が踏襲している中、坊城本は注記の「間」を採って本文としている。この日の記述は頼長の着座に関するもので、その儀の流れからすると「間」で文意が通る。「はじめに」の(2)で挙げた坊城本の「文脈を重視」という性格が表れている。一方、広幡本と日野本は同じ記述であることから、両者を同類型の写本と見なし得る事例の一つとなる。

③十月十六日条

【伏本・西本】各着床子、弁朱書公行起座申上、字無答少見遣弁方、弁・少納言・外記・史等称唯シテ着床子、

【賀本】各着床子、弁朱書公行起座申上、字無答少見遣弁方、抄、史等称唯シテ着床子、

【紅本・狩本・広本・日本】各着床子、弁・少納言・外記・史等称唯シテ着床子、

【台記】保延二年記の写本研究(白根)

【坊本】 各着床子、弁弁公行起居座申上、予無答、少見遣弁方、少納言・外記・史等称唯シテ着床子、
 【柳本】 各着床子、朱書 弁公行起居座申上、予無答、少見遣弁方。弁・少納言・外記・史等称唯シテ着床子、

この異同は、伏見宮本を写した賀茂本の書写者が「弁公行起居座申上、(予無答、少見遣弁方)」を書き落としたことに起因する。賀茂本には後に『宇槐雜抄』と対校して補訂した注記が右傍に加えられており、柳原本はその表記を受け継いでいる¹²⁾。坊城本は、賀茂本に加えられた補注を本文に組み入れており、続く「弁」の文字が抜けているのも、文脈を整えて作成されたことがここにも現れている。

これに対し、賀茂本の補注が抜けたままになっているのが、紅葉山本・狩野本・広幡本・日野本である。紅葉山本は、「はじめに」の(3)に記したように、賀茂本の複写本(複製本)として作成されたと考えられるので、この異同は紅葉山本の作成時期が賀茂本に補注が加えられる前だったことを示唆しているよう。また、この異同は狩野本・広幡本・日野本を同類型に位置づける根拠の一つとなる。

なお、西洞院本が伏見宮本と同じ記述になっているのは、同類型に属する柳原本の注記を本文に組み入れたためと推測できる¹³⁾。

④十一月七日条

【伏本】 大殿原七、八人掩鼻悪声曰、(中略) 大衆等重無涼旨、
 【賀本・紅本・狩本・日本】 大原七、八人掩鼻悪声曰、(中略) 大衆等重無涼旨、
 【坊本】 大衆七、八人掩鼻悪声曰、(中略) 大衆等重無涼旨、
 【柳本】 大原七、八人掩鼻悪声曰、(中略) 大衆等重無涼旨、
 【西本】 大原七、八人掩鼻悪声曰、(中略) 大衆等重無涼旨、
 【広本】 大原七、八人掩鼻悪声曰、(中略) 大衆等重無涼旨、

この事例は現存する写本の祖本たる伏見宮本の表記が誤っており、文脈からすると坊城本が正しいということになる。引用部冒頭の二文字について、伏見宮本を写した賀茂本は「大原」と解釈して本文を記し、その表記を紅葉山本・狩野本・日野本が踏襲している。柳原本・西洞院本・広幡本は、「大原」を本文としながら、「衆敷」「衆」という注記を付している。一方、中略後の傍線部の文字について、伏見宮本の「涼」を踏襲する写本と、文意から「陳」と判断し注記したり、本文の文字を「陳」に改める写本に分かれる。この異同からは、狩野本と日野本が近い存在だと言えるだろう。

以上が、二本の拙稿で提示した異同について、広幡本と日野本を加えて再検討した結果である。これらのほかにも、狩野本と広幡本、広幡本と日野本、日野本と狩野本に共通する異同が散見される。中でも、次の二例から、狩野本・広幡本・日野本が同類型であることを確認できる。

⑤十一月七日条

【伏本・賀本・狩本・広本・日本】午初程就佐保田、〈別当僧正房也〉

【紅本・坊本・柳本・西本】午初程就作保田、〈別当僧正房也〉

傍線部について、賀茂本の文字は「佐」にも「作」にも見えるくずし字となっており、それを紅葉山本は「作」と判読したようである。また、「はじめに」の(2)にあるように、坊城本は万里小路本を、万里小路本は賀茂本を写したもので、万里小路本もまた「作」と表記している可能性がある。これらに対し狩野本・広幡本・日野本は「佐」と表記しており、三者は「はじめに」の(2)とは異なる系統だと言えそうである。

⑥十一月十日条

『台記』保延二年記の写本研究(白根)

【伏本・賀本・紅本・坊本・柳本・西本】 関白殿ニ奉習内弁之様（改行）ヲ令語申、々畢解衣一寢、前驅基章・成賢・隆康・重賢等也、

【狩本・広本・日本】 関白殿ニ奉習内弁之様ヲ令語申、々畢解衣一寢、前驅基章・成賢・隆康・重賢等也、

この異同は「々畢解衣一寢」の後の改行の有無である。文字に関しては書写者の判読に負うところが大きく、微妙なくずし字などは同じ類型の写本でも異なるケースがある。これに対し、改行は一目瞭然の書式である。狩野本・広幡本・日野本は、改行のない同じ本を写したか、写したのが別の本であってもその系統に属するか、あるいは相互に書写関係を持つか、いくつかの可能性を想定できるだろう。いずれにせよ、これら三者が同類型の写本であることは間違いなからう。

二 狩野本『台記』保延二年十一月記

次に、狩野本『台記』の中から、保延二年十一月十四日〜二十日条の本文を翻刻する。

〔凡例〕

- 一、史料の漢字は常用漢字を用いた。
- 一、本文には、適宜、読点や並列点を加えた。また、割書は（〜）で表記した。
- 一、欠損部分は□で示し、欠損ではないものの脱落している箇所はその旨を筆者注として記した。また、対校に基づく注記はせず、原本において注記が付されている場合にそのまま記した。
- 一、誤写と判断できる場合であっても文字は原状のままとし、文意が通じにくい場合は右傍に（ママ）と注記した。

殿上并宮内齋院淵醉事
十四日〔戊寅〕、天晴、今日殿上并中宮・齋院淵醉也、依被催中宮淵醉、酉刻許着直衣〔白衣、薄色織物指貫、濃打〕、

參中宮殿上、兼宰相重通着束帶被居、予問重通曰、殿上淵醉終歟、如何、被答曰、已了云々、殿上人候五節所也、
関白御簾中被仰云、人々可有座、重仰伝殿上人着座、〔公卿座南上対座、雲客西上対座〕、諸大夫居酒肴、次勸盃

〔権右少弁雅綱取盃授予、々以下流巡如常〕、次頭輔朝臣取盃授予、流巡如初、次人々朗詠、今様、此間大宮中納言
参会、次方歳示、自下臈舞上、殿上人少々舞時、頭中将忠基勸盃、忠基飲了授予、不取、猶示可飲之由、又々飲了
授予、不取、猶示可飲之由、忠基又飲、此間予謂大宮中納言曰、今、見勘盃袖口、被答曰、可然、仍予頭中将二曰、

可解紐、紡基解紐祖、此時人々皆祖、大宮中納言称紐不被解之由不祖、予又示可飲由、忠基飲畢授予、々授中納言、
已下流巡如初、次第舞上、予舞了人々立座、次予取挿給中宮女房、次予参殿上方、退出、今夜前齋院淵醉云々、

今日参入公卿、

大宮中納言〔装束束帯〕 重通〔束帯〕等也、

自院賜童裝束事
十五日〔己卯〕、天晴、月蝕也、辰刻伊予守忠隆朝臣為自院御使持来重裝束、此間儀何様可候乎と以顯憲令尋申大殿、

被仰云、童裝束可持来五節所也、而不計テ持来里亭、可然之様可被沙汰歟、禄なとハ自も可被取歟、且又可被申合

別童也、以顯憲申合別当、々々々童裝束可持参五節所之由令申畢、仍忠隆所持参五節所也、者又以顯憲尋申大殿云、
童裝束持参五節所也、但五節所にても何様可候そ、禄ハ誰人可取そ、被仰云、五節所にても別当なとこそは被取め、
於此方こそ自取め、以顯憲又令申別当、々々云、取禄事可勤也、頃之從大殿以御書被仰云、禄別当与我之同可被取也、

〔我と云ハ頼長也〕、着装束〔直衣、半色丸文奴袴、薄紅梅衣二、同文单、裏濃紅梅、織物出衣〕、欲出之時、借物
節武道遲参、仍暫遅々、武道参上之後即参内、先参宮御方殿上、次向五節所、別当被来件所、朝隆来五節所、催可
付童并下仕之殿上人等、次関白令渡給、御装束、〔浅黄丸文綾奴袴、令出豎文織物白厚衣歟〕、関白令上五節所東向

妻戸御簾テ、令取置童裝束、五位諸大夫役之、関白被仰云、院御使禄、自可被取之由自大殿被仰、仍自可被取也者、
召入忠隆於東縁、予取禄授之、〔女装束〕、給畢如本下簾、令着童裝束了、人々被行殿上方、依可有殿上召物也、人々
暫徘徊殿上々戸、年中行事障子下、居物畢、民部卿也、下居殿上、一献勸盃雅国〔少納言〕、二献朝隆、三献経宗〔四

〔白記〕 保延二年記の写本研究〔白根〕

位少將、瓶子藏人取之、人々祖(マ)、自二猷朗詠、今様、三猷了万歳楽、殿上人皆悉舞、上達部不舞、起座、如元結紐、徘徊寝殿与西台代間渡殿、頭中将称諸卿有召、人々着座、次童女御覽、就童女人々、公能・経宗・憲俊・忠雅、就下仕人々、資賢・信時・公信、今一人、雖被催俊隆・雅綱・俊雅、称故障不就、御覽畢退出、参宿近衛殿、明日節会之時、自此殿為出立也、

内弁事可奉念春日事
十六日(庚辰)天晴、早日大殿被仰云、今日内弁極大事也、沐浴シテ可奉念春日大明神、仍未刻沐浴、次着束帶、此間秉燭、次第・笏紙等ヲ收懷中、今日笏紙依為旧笏紙、近代有無事等依可思違、紙を細キリテ近代無事押、裝束畢後、

參大殿御前、練樣并舍人刀祢召セ、シキキン等ヲ奉習、予練テ見セまいらず、大殿吉と被仰まで練、舍人刀祢召セ、シキキンモ吉と被仰まで呼也、奉習畢後、大殿被仰曰、参内時、吉可令教給由可申闕白、出自近衛殿南面西門、至

二条烏丸下自車、入自西面比間、昇自北中門居殿上、今日雖内御物忌、密々居也、予以藏人申闕白殿曰、大殿ノ申小忌上宰相中不可參、仍節会運々事七と被仰ツル事候也、見参仕候(マ)、頃之闕白殿被出南殿方、(裝束束帶)、予見参、被仰曰、小忌上本マ・宰相申不可參之

依無所自桂外着兀子事由仍節会運々、其次被仰曰、経桂中可着兀子之由先日雖教、無所自外可着、其後予誦次第、令聞食闕白殿下、々々

小忌不参例問外事少々令直給、頻以使遣小忌上・宰相許、申不可參之由、(上成通、参議実親)、於实親者、尚可参者可辞申参議候之

由ヲ申、成通所勞無断之由ヲ申、尋外議之處、小忌一人不参シテ有許会之例未曾有、又無節会例又無之由ヲ申ス、凡不力及、仍闕白召五位藏人朝隆被仰曰、早可参鳥羽、可申様ハ、小忌上・宰相不参仕、雖及力候、自院遣使者可致

催候、此時朝隆参鳥羽、次闕白御使帰ヲ可待とて、被行直廬方、予居小板敷、新大納言・大宮中納言等被居、頃之

豊明齋翁事下人曰、新中納言ハ唯今被申参之由、(新中納言とハ謂成通也)、頃之朝隆帰参曰、小忌上卿可参之由申ス、此時闕白招予被命曰、小忌上申可参之由、今ハ漸着陣テ可被行事、仍予着陣座、別当・大宮中納言・重通宰相中將・宮内卿

三位来着、次頭中将来予座下方、予居向、頭中将仰曰、内弁、予小揖、頭立間如本居直、頭帰去後、予移着端座、南向ニ(マ)揖テ西向居直、予召官人、(一音、可召二音、雖然官人一音召時称唯、仍不又召)、官人近小庭、予仰曰、膝突、官人称唯帰去、次官人取膝突置予座下方、予仰曰、履直セ、官人直之、官人退帰、次予又召官人、々々近小庭、

予仰云、大外記召セ、官人称唯帰去、召外記、此間少内記取書杖欲来、此時外記信俊退帰テ、信俊来着膝突揖ス、予仰曰、諸司ハ候哉、信俊申候之由、又予問曰、国栖・造酒正候哉、信俊申候由、予仰曰、候ハセよ、信俊称唯、予又問曰、外任奏候哉、信俊申候之由、予又仰曰、持テセイレ、信俊称唯、揖テ帰也、次信俊持来外任奏テ置座端、官人可帶弓箭予笏ヲ置奥方、引寄箱ヲ開札紙、箱中ニ二に折テ、次披奏見之テ卷テ、次如本卷札紙置箱中了、予取笏、未卷了先、外記信俊退帰、次予召官人、一音、二音可召、雖然一音ニ補唯、仍又不召、官人来小庭、此間伊通曰、官人可帶弓箭、不帶如何、予仰曰、頭中将こなたゑ、但ゑ字不聞程也、官人仰伝、次頭中将来着膝突、予左手ニ乍持笏、以右乎推出箱、頭中将取箱、則欲帰有気色、予微音ニ曰、ヤ、頭合眼予、□申曰、大歌別当不參、以權中納言藤原朝臣為大歌別当、頭取箱帰去、頃之頭中将来、着膝突テ箱ヲ置座上、予笏ヲ置奥方、以右手少引寄箱、先開札紙、如初二に折テ、次奏ヲ開奥方、端方ニ持廻テ、推合テ合眼頭中将、々々々曰、別ニ令候よ、予微音称唯、奏文、次札紙ヲ如本ニ卷畢入箱、予取笏、札紙ヲ欲卷之時、頭仰曰、大歌別当事聞食畢、未答畢頭帰去、次予召官人、一音、二音可召、雖然一音称唯、仍又不召、官人来小庭、予仰曰、外記召、へせ、今渡不加大字、官人称唯、次退帰召外記、大外記信俊来着膝突、予左手ニ乍持笏推出箱、外記取箱之後、予仰曰、列ニサフラホセヨ、外記称唯、次予仰曰、大歌別当代官權中納言藤原朝臣、大外記信俊傾耳曰、へれい、不聞故歟、予又如初詞仰、大外記称唯退下、次予在奥座大宮中納言伊通ニ謂曰、大歌別当、伊通答曰、皆所存也、相待小忌上卿成通參、頃之成通參入、公卿着外弁、予奥方ニ向テ揖テ右廻シテ向北着履、更左廻シテ向南揖テ、経柱中南折テ、出南向北妻戸、次以隨身公春令押笏紙、此笏紙之事間以前驅橋以長令着靴、着了取笏、へ笏紙笏上二寸四、五分許ヲ引入テ押也、次入同妻戸北行、至小庭東折、欲東折時、予問隨身曰、外弁ハ着タリヤト見ヨ、隨身曰、着テ候、東折経柱外出土遣戸、北折テ至月華門代暫立留、へ自土妻戸至月事門代、次隨身令取下重、自不取、隨身拳松明松徒、或前行、主殿官人拳松明同前行、予問隨身曰、陣ハ引タリヤ、隨身未引之由ヲ申、予隨身曰、早可引之由可仰、隨身仰本陣者令催之、次引陣、次予下々重尻、自砌中斜北行至元子前、東向揖着元子、へ此時隨身止前音、次内侍臨西檻、関白殿下令相具給、依暗内侍の臨檻不見、仍関白殿下両三声シネフカセ給、予此間立元子前、磐折シテ微音ニ称唯シテ揖、次傍砌至軒廊第二間、次刷装束、令隨

身繕下重、令隨身取テ至^{本ノマ}拵二カ間時、隨身下々重尻、出樹二間時、予漸練テ右杖胡床南一丈許ニ立、自胡床東ニ進出コト十八寸許ニテ、又少退帰様ニス、然者胡床すちに立定、向東テ揖テ起直テ、向丑寅左足ヲ未申さまに引也、次自腰上ヲ漸か、めて、次突左膝、次右突^{本ノマ}ヲ突テ拜ス、次漸起テ先起右膝ヲ、次起左膝、如本向丑寅立、又拜スルコト如初、又如初起テ立、次少刷装束、并刷平緒、乍向丑寅揖テ、二歩許丑寅さまに歩出ル様にて、さすかに歩廻さまに練廻テ、至樹二間時、隨身発前音、次入軒廊二間、暫立留刷装束、并見次第テ昇階、(南方、以右足為先)、次昇妻戸長押、(以右足為先)、次経柱外着第三元子、緑の元子ニ下リテ八第一也、経第三元子与第四元子間、着三元子也、立元子前ヲ揖テ着也、次予顧座上方曰、開門仕レ、次鳴門扉、又予顧座上方曰、国司座ニハ、着キぬるか、左近庁頭府生久季催国司、次人予顧座上方曰、国司ハ座ニハ者キぬるか、久季申国司着了之由、此時向北、笏ヲ当鼻問召舍人、次予入氣又出ス、又入又出ス、又入又出ス、次又召舍人、大舍人同音称唯、少納言就飯、予顧座上方、見少納言立定、又向北、笏ヲ当鼻問仰云、刀称めセ、刀祢与召セの間切句様テ仰也、次少納言称唯シテ帰去、次臣平列立南庭、予見皆立定畢、予更向北、笏ヲ当鼻問仰曰、シキキン、シ字与ン字長シ、キ字与井字短、仰詞了、臣下謝座謝酒シテ、昇殿着元子、次公卿被行向五節所、重通起床子、予曰、参議一人ハ座ニモ、重通不聞、予両三度不可留由、仍留、成通暫不起座、別当招之、相具被行向五節所、予与重通外、皆被行向五節所也、頃之公卿復座、次予仰重通曰、事とも早ヤ、重通曰、一献早ヤ、予曰、粉熟ヲコホ、此時重通曰、粉熟早ヤ、次内豎居粉熟、皆居了、重通取笏気色ス、此時予以下無人所可居飯事^{立箸時勿ヲ插右尻下事}、立箸、(於予先笏ヲ插右尻下也)、次予已下食、次予仰重通曰、飯早ヤ、次内豎欲撒粉熟、此時予拔箸置、次内豎予以下の撒粉熟居飲、居畢、(無人所にも飲ヲハ可居、而有人洒許居、内豎失礼也)、次居汁、居畢重通取笏気色ス、不待居了食^{白酒不食居黒酒内豎爲失事}、次予已下立箸、次立上、皆人々立了、予以下食、々畢予仰重通曰、事とも早ヤ、(白早ヤなどいはんか)故也、次内豎居白酒、不待居了シテ食、予外人待居了食、是不知案内歎、白酒ヲ不食畢先、内豎欲居黒酒、予追婦立、仍小忌座許ニハ居テ、此座ニハ予以下不居、白酒ヲ食了後向不居、仍予曰、今ハ早可居、仍居之、不得居了予食之、他人待居畢食、白黒共以片手取上土器食也、皆食了、次仰重通曰、一献、次内豎先勸小忌座、次勤予以下、予

(一)の問、一丁分脱落ニ筆者注)

退出、此間予挿笏於右尻下立箸、次重通復座、次予仰重通曰、三獻、次内豎勸三獻、先勸小忌、次勸予以下、予取盃問唯如前々、人々皆吞了後、伊通見遣予方曰、マワ、予少目するやうにす、伊通下自殿、次大歌一節、此間関白類シワフカセ給、仍予大歌樂已欲畢之時、拔箸取笏召曰、重通朝臣、立予後左方、此間大歌止樂、予不顧仰曰、カリイナカノモヲヤワス、藤原朝臣めセ、重通退帰、此間予笏ヲ挿右尻下立箸、重通先臨南檻召別當、更下自西階可催別當、而直下自階催□、失錯也、次大歌別當代官伊通与重通相共被復座、次予仰重通曰、小忌大盤へクタサセテ、但テ字不聞程也、次下小忌大盤、此間成通起座、畢後復座、次女官指脂燭參会、舞姫參会シテ舞、此間殿上人歌万歳樂、其音聞ゆ、関白自簾中被仰出曰、舞姫の常(ヨリモ)、久舞様覽、如何、舞姫退下、大歌止樂、次予拔箸取笏、顧座下方、見成通方シワフク、成通起座、次予立兀子前、揖テ左廻テ出柱外、西行ヲ下妻戸長押、(右足ヲ為先)、次下階北、(以右足為先)、此間隨身発前音、次出軒廊二間、此間予仰隨身、右近胡床取セヨ、隨身仰本陣□、次撤左右近胡床、(於左近者不可撤、是本陣者不知案内歟)、次列立南庭、立定時揖如恒、成通在上、列立了拜舞、他人凡不拜、予如形拜舞、成通モ少拜也、拜舞畢成通帰、予揖テ左廻シテ、入自軒廊二間、先成通昇殿着兀子、次予傍階南、以右足為先テ昇、次昇妻戸長押、(以右足為先)、次経柱外、自兀子下箸兀子、(揖如恒)、諸卿来着、又予起兀子、立兀子前揖テ、左廻出柱外、西行下妻戸長押、(以右足為先)、次傍階下、(以左足為先、但今度階初級思失テ、以右足為先下、雖然其後級皆以左足為先)、此間隨身発前音、隨身ニ令取下重尻、出軒廊二間、傍砌経月華門代、入自土遣戸、此間隨身下々重尻、次予乍着靴、陣座ニ懸片尻、(無揖、左足ヲ引カ、メテ直陣座上也、西向二居也)、次予召官人、(一音、二音可召、而官人称唯、仍又不召也)、官人參進小庭、予仰曰、膝突、称唯、退下シテ持膝突、帰来テ置予座下方、其次予仰曰、内記召セ、次少内記来就膝突、予仰曰、宣命持參レ、次内記退出、持宣命杖来膝突、予笏ヲ置奥方、以左右手取宣命、披見了置前、此間内記退下、予取笏、次予召官人、(一音、々々ニ称唯、仍又不召也)、官人来小庭、予仰曰、外記召セ、官人称唯、召外記、六位外記參進小庭、予仰曰、見參・禄法持參レ、外記称唯帰去、見參・禄法ヲ挿杖。參小庭、予目之、外記称唯来就膝突、予笏ヲ置奥、以左右手取文三通置前、外記座定之後、予見非參議見參(無礼紙)、見畢卷置前、次見禄法(無礼紙)、見了卷置前、次見參議已上見參(有礼紙)、

先開礼紙、文ヲ推遣右方、次開見、卷置礼紙左方、次卷礼紙、小卷間、非參議見參歟祿法歟ヲ卷加、依不開見、非參議見參歟法歟の間ヲ不知、又少卷テ、非參議見參歟祿法歟ヲ卷加、依不開見不知也、卷加了礼紙皆卷畢、宣命与見參ヲ取右手、返給外記、其次予教外記曰、宣命・見參共可挿鳥口也、宣命ヲハかたつかたの鳥口ヲ卷タル中ニ挿入テ、見參ヲハ三通卷加たれば、礼紙与書の間すきたり、それを鳥口ニ可挿也、外記曰、たてさしにや、予答曰、(さそとヨ)、外記如教挿書立小庭、此間予取笏起座、(無揖、着時、起時、立座後の共無揖也)、居後の揖モ、起座出土遣戸、此間隨身発前音、并隨身取下重尻、外記相伴ヘリ、経砌中北行、至弓場殿立、(北面)、頭中将自本屏内ニ被立タリ、予少シワフク、此間頭中将来立予前、予笏ヲ腰ニ挿、笏紙押セル方ヲハ背ノ方ニ挿也、此間隨身尚下重ヲ懸弓居、予曰、万ヲおろせとヨ、此時隨身下々重、此間予召寄外記、取文挿給頭中将、頭取之婦去、此間予拔笏、奏聞之間、朝隆出自屏内居予前、此時予謂朝隆曰、小忌上卿希有二參タリツルモノカナ、朝隆答曰、成通の許罷向テ候つる也、頃之頭中将宣命・見草取加文挿来予前、予笏ヲ腰ニ挿、(笏紙押タル方を背方ニテ挿也)、次頭の所持之文挿与見參・宣命ヲ取テ返給外記、此間頭退帰、給外記畢予拔笏、次経本路至月華門代、次経砌中、入自軒廊第二間、至軒廊一間南面ニ立、外記相具たらんと思之処、無外記、仍令隨身召外記、々々来テ文挿ヲさしヨす、笏ヲ挿左腋取書二通、(不披見、陣座ニテ吉卷加タリツルモノニテアレハ不見也、二通取り取副笏)、次昇階南方、(先右足)、次上妻戸長押、(先右足)、次経柱外、兀子下着兀子、次予召曰、重通朝臣、重通来予後命左方、予不顧シテ重通ヲ懸降テ、宣命・見參二通ヲ以左手取テ、笏ヲハ右手許ニ持、以左手給重通、々々取之復座、次予顧座下方、見遣成通方少シワフク、此時成通起座、次予起座、左廻出柱外西行、下妻戸長押、(先右足)、次下西階北、(先左足)、此間隨身発前音、次出軒廊二間列南庭、成通在上、成通の本立所、少北ニヨリテ立タリ、仍予欲立之時、成通曰、あまりに北ニヨリタリ、版位ニ去程ニこそと、帰て少立下、次さこそとて予其南方さまにハ歩行、予成通の立下レル下ニ立テ揖、次新大納言以下列立、次宣命使就版位宣制、公卿再拝云々、未畢先、重通又宣制、(失錯歟)、予再拜了曰、段モ畢ぬる歟、別当曰、然也、次又公卿拝舞、々未了先、重通着祿所、次成通帰、次予揖テ左廻シテ入軒廊第二間、此間成通立留、予同曰、令昇給ましきか、被答曰、昇候まし、乃予昇西階南、(先右足)、次昇妻戸長押、(先右足)、次予経柱外并

小忌上卿參事

朝隆

兀子下着兀子、他人一人不昇、今度予忌揖、(ママ) 着兀子時、予袖ニ飯かゝりて落大盤下、今度上テハ可被上、
雖然飯ヲ取上テ、又拔上かんところセかりなと思テ不拔上、飯ヲモ取モ不上シテ又立兀子前、揖テ左廻、出柱外西行、
次下妻戸長押、(先右足)、次下西階北方、(先右足)、此間隨身発前音、下階了後、隨身取下重、出軒廊二間、此間
公卿台代東砌東面列立、予過此前之間少礼、至月華門代、公卿同来門辺、小忌未給禄先、予欲給禄、此間新大納言
少シワフかる、仍予少退、此時小忌上欲給禄、仍予こちこそとて、成通方ヲ以笏さす、仍給禄人禄ヲ給成通、々々
給了一拝シテ退下、次予こもをしきたる上卿突片膝テ、向御所方テ給禄ヲ、少一拝シテ更退帰、月花門西幔南ヨリ出テ
放物給事
少行程、脱靴履着浅履、此間下重ヲ懸剣、出自西面南四足門少行程、予自放、笏ヲ給隨身テ、次第草子ニ笏紙ヲ令
食テ入懷中、次又取笏、於二条烏丸乗車、参近衛殿、見参大殿、々々於御念珠装束ヲ令着給テ被仰曰、節会畢まで
と思テ、猶折テ未着寢居也、大殿予ニ食ヲ令勧給、乍束帯食了、不改装束シテ帰大炊御門亭、此間鳴鐘次後云々、
参節会公卿

関白

大納言

予 雅定

中納言

别当実能 伊通

参議

中将重通

三位

有賢 富内卿也

小忌

成通 参議不参

子前驅

清職 藏人五位 成賢侍 重賢侍 已上五位

以長 諸大夫 信実 諸大夫 其章 諸大夫 已上六位

十七日〔辛巳〕、天陰雨、臨晚晴、參着鳥羽筵時寺、別当同車、今日參上之意、悦事童裝束之体也、

十八日〔壬午〕、天晴、相具五節童參鳥羽之日也、未刻着布衣參鳥羽、与新大納言於北殿寢殿東広庇習筥、此間予前

驅云、童已參着、予取筥給隨身、童從東下処、上達部・殿上人群集見之、下仕今一人不足、自中宮所下給之下仕、

仰無度不參之故也、昨日甚雨之後依地湿、童ハ在寢殿広庇、下仕在縁、上達部不着座、唯自物隙見之、暫シテ童退出、

又乘車、此間新大納言引去童扇、童額ニ額を双ニハ見之、又以手入懷中、新中納言成通云、頗軽々事也、大納言不

姪乱、為饗応也、成通又云、為饗応称非姪乱テ、鈴々トセサセ給ナリ、頃之予退出、別当被遣車後、於作路思出、

以前驅謂別当之、童後可參皇后宮也、相具可參歟、別当之、童可參宮之由申了、予於大炊御門東洞院程遣隨身、令

見宮童御覽了盃、至大炊御門高倉駐車、待此使婦、此間自大殿有御書云、童可持參近衛殿、令申云、童一定可持參

歟、重範婦云、早可持參、仍予參近衛殿留童婦、令參近衛殿童・予下仕各在車、乍車御覽也、下仕車有二両、於一

両者、依為同事不御覽之、次予退出、

十九日〔癸未〕、天晴、早旦參鳥羽、於寢殿広庇習筥、次宿仕皇后宮、

廿日〔甲申〕、天晴、早旦自皇后宮參近衛殿、次退出、依為吉田祭奉幣、其儀如常、

三 十一月十四日〔二十日条の比較検討

続いて、十一月十四日〔二十日条について、写本間の異同を比較検討していく。基本的にはこれまで述べてきた傾向と同様である。まずは典型的な事例を掲げてみよう。

⑦十一月十六日条

【伏本・賀本・紅本・狩本・日本】次予已下立箸、次立上、皆人々立了、

【坊本】次予已下立箸、次立上、皆人々立了、

【柳本・西本】次予已下立箸、次立上、皆人々立了、

【広本】次予已下立箸、次立上、皆人々立了、

これは豊明節会における宴席の場面の一節である。文脈からすると傍線部の文字は「匕」が最も通りがよく、文脈を重視して作成された坊城本はそのように記している。一方で「上」でも文意が通らなくはなく、現存する写本の祖本たる伏見宮本はそう記し、伏見宮本を写した賀茂本も「上」とし、紅葉山本・狩野本・日野本がそれを踏襲している。柳原本と西洞院本は「上」を本文に採ったうえで、「匕歟」という注記を付した形となっており、両者が近い存在であることを示している。広幡本もこれと同様だが、「匕」と断定した注記となっており、柳原本・西洞院本とは異なる。この注記は広幡本もしくは元となった京極宮本が独自に付したか、京極宮本の元となった写本に「匕歟」とあるのを京極宮本が（あるいは京極宮本も「匕歟」としたのを広幡本が）断定型にしたか、いずれかであろう。

⑧十一月十六日条

【伏本・賀本・紅本・坊本・柳本・西本】次勸予已下、予取盃間只如前々、

【狩本・広本・日本】次勸予以下、予取盃間唯如前々、

これも⑦と同じ場面の記事である。文意は全く同じだが、傍線部のように用いる文字の違いが見られる。この異同は狩野本・広幡本・日野本と同じ類型にできる証左の一つで、他にも同様の事例を見出すことができる。⑧を踏まえると、⑦の広幡本の注記は柳原本・西洞院本につながるものではないと考えてよからう。

次に、狩野本・広幡本・日野本の関係性をうかがわせる事例を挙げてみたい。

⑨十一月十六日条

- (1) 【伏本・賀本・紅本・坊本・柳本・西本・広本】別当・大宮中納言・重通宰相中将・宮内卿三位来着、
 【狩本・日本】別当・大宮中納言・重通宰相^{中樞}・宮内卿三位来着、
- (2) 【伏本・賀本・紅本・坊本・柳本・西本・広本】拔箸取笏召曰、重通朝臣、重通来立予後左方、
 【狩本・日本】拔箸取笏召曰、重通朝臣、立予後左方、
- (3) 【伏本・賀本・紅本・坊本・柳本・西本・広本】見参・緑法ヲ挿杖^杖参小庭、
 【狩本・日本】見参・緑法ヲ挿杖^杖参小庭、
- (4) 【伏本・賀本・紅本・坊本・柳本・西本・広本】予自放^{笏紙}笏紙、笏ヲ給隨身テ、
 【狩本・日本】予自放^{笏紙}笏紙、笏ヲ給隨身テ、

いづれも、狩野本・日野本において書き落とした文言があり、入るべき箇所を本文中に「。」で示し、右傍にその文言を補足した例である。狩野本・日野本各々の書写者が複数の同じ箇所を同じように書き落とした可能性は皆無ではないが、それは偶然的の重なりが過ぎよう。むしろ、両本の元となった写本（同一かは別として）がこうした表記となっており、各々の書写者がそのまま転写したと解する方が穏当ではないだろうか。この事例から、狩野本・広幡本・日野本のうち、書写系統として狩野本と日野本がより近い関係にあると言えそうである。

しかしながら、狩野本と日野本には首付に大きな違いがある。狩野本の首付は全体にわたっているのに対し、日野本は十月七日条と九日条および十一日条冒頭の三箇所にしか記されていないのである。他方、広幡本には全体にわたって首付があるものの、狩野本より数が少ない。「はじめに」の(3)で触れたように、狩野本の特徴は元となった写本を忠実に書写しようとしたことである。それを踏まえれば、狩野本が日野本ないし広幡本を書写した可能性は

低かろう。逆に、日野本が狩野本を書写したとすれば、日野本の書写者が前掲三箇所の首付以外を除いたことになるが、首付が記事内容の見出しとなっていることからすると、除いた理由が判然としない。

他の写本に目を向けると、賀茂本の場合、日野本が付している三箇所と同じ首付が墨書なのに対し、四箇所目以降は朱書となっている。「はじめに」の(一)を踏まえると、日野本の首付は、賀茂本の首付のうち墨書で記されたもののみを伝えていることになる。これが日野本の首付の基準ということになりそうではあるが、それでも賀茂本の大半を占める朱書の首付が全くない理由は見えてこない。ましてや、すべての首付を墨書で記している狩野本を日野本が書写したとなると、三箇所のみを採った基準すら不明となる。したがって、日野本が狩野本を書写した可能性は極めて低いと言つてよかろう。

以上より、狩野本・広幡本・日野本は同じ類型に属すが、各々に直接的な書写関係は認められないということになるだろう。さらにこれらの写本の関係性を追究するためには、広幡本の元となった京極宮本、あるいは他の類本を想定する余地がありそうである。次章では、その手がかりとなる記事、具体的には保延二年十二月記に掲載されている任大臣宣命に注目し、これらの写本の関係性に迫つてみたい。

四 任大臣宣命の比較検討

保延二年十二月九日条に、『台記』の記主藤原頼長が内大臣に任じられた際の任大臣宣命が掲載されている。まずは、広幡本の表記に従つて当該史料を紹介する。なお、『』は朱書を表し、史料本文に付した傍線は筆者による。

天皇我^{〔詔旨長方〕} 勅大命^遠、親王・諸王・諸臣・百官人等・天下ノ公民衆聞食止宣、

食国乃法止定賜比行賜^陪、国法乃隨尔、先立先立^出、従一位行右大臣源有仁朝臣^乎左大臣乃官仁、内大臣正二位藤原宗忠朝臣^乎右大臣乃官尔上賜比治賜^布、又宣久、関白従一位藤原朝臣^波忠貞乃心乎持天、天下乃政乎相穴^奈助奉利、万

機乎惣行^古上下無符^立、年ノ序漸積^里、功勞尤高^之、而乎謙退乃心深^之、大臣乃官^乎〔^{詳敷}舞讓利^せ〕、父乃功仁依^乎豆子乎賞須留^事波、先々乎聞食^{波奈}、其長男^{止阿}正二位行權大納言藤原賴長朝臣乎内大臣乃官^尔殊^尔任賜^布、又宣久、繼々仕奉^{總次}第^止之、正二位行權大納言藤原忠教朝臣・源師賴朝臣等乎大納言乃官^尔、正二位行權中納言藤原実能朝臣乎權大納言乃官^仁、正三位行權中納言藤原経忠朝臣・藤原宗輔朝臣・藤原伊通朝臣等乎中納言乃官^尔、參議從三位藤原公教朝臣乎權中納言乃官^仁、正四位下藤原朝臣忠基乎參議乃官^尔任賜^布止勅〔御命乎〕

衆聞食止宣、

天皇^{二字}保延二年十二月九日

写本間で字句の異同を照合すると、傍線部の二箇所「天下ノ公民」「年ノ序」の「ノ」が、狩野本・広幡本・日野本にはあるが、他の諸本にはないこと、二重傍線部が「先立先立止」となっているのは狩野本・広幡本・日野本で、他の諸本では「先立先立上」と記されていることが確認できる。これらは、狩野本・広幡本・日野本に類似点が見られるという、日記の本文の傾向に合致する。

広幡本で最も注目すべき点が『』で表した朱書の記載である。実は、これらの記載は現存する保延二年記の祖本たる伏見宮本になく、伏見宮本を書写した賀茂本をはじめ、紅葉山本・坊城本・柳原本・西洞院本の諸本にも見当たらない。これに対し、狩野本には墨書で同様の記載があり、日野本には年号の「保延二」が墨書で記されている。ことから広幡本と狩野本の親近性を指摘することができる。

では、これらの朱書の記載は何であろうか。結論を先に言えば、任大臣宣命の補訂ということになる。『内裏式』によると、任大臣宣命は「天皇我詔旨^{良方}勅命乎、親王・諸王・諸臣・百官人等・天下公民衆聞食止宣」で始まり、人事の事例を述べた後、「任賜久止勅^布、天皇大御命乎、衆聞食止宣」で終わるとい^は。これと対照させて広幡本の当該史料を見直すと、冒頭の「天皇我」の次の朱書の注記「詔旨^{良方}」はまさに補足である。結びは「任賜^布止勅」の次

に朱書で「御命乎」と補足し、その下に「衆聞食止宣」が来るように朱書の線で導いているものの、年月日の一行前にある「天皇」の位置が確定できなかったのか、「天皇」の文字の右傍に「二字」と注記し、さらに左傍に抹消符を入れてある。

このように、広幡本に掲載された任大臣宣命は、不完全な元の記載に補訂が加えられたものである。この補訂は広幡本の元となった京極宮本ですでになされていた可能性もあり、その場合広幡本はそれを忠実に書写したことになる。一方、狩野本は同様の記載がすべて墨書であり朱書の区別がなく、忠実な書写という狩野本の特色も踏まえると、狩野本の書写の段階で補訂したのではないと見なしてよからう。他方、日野本は、年号の「保延二」が入っているほか、「舞讓^{舞讓}利^利」の箇所が「辞讓^{辞讓}利^利」となっており、また年月日の一行前の「天皇」が記されていない。いずれも広幡本に加えられている当該箇所の注記が反映した表記となっているが、これら以外の補訂は記載されておらず、それがなぜなのかは不明である。

以上より、狩野本・広幡本・日野本が同類型であること、狩野本が広幡本における補訂をほぼそのまま伝えていることを確認できる。前章では、三者のうち、狩野本と日野本がより近い存在であることが明らかとなったが、任大臣宣命に関しては狩野本と広幡本がより近い存在であるという結果となった。三者が同類型であることは確かだが、三者だけで書写系統が完結するわけではなさそうである。そこで、広幡本の元となった京極宮本、さらには他の未見の類本も想定し、三者の関係性を整合的に理解するための仮説を提起してみたい。

第一章で述べたように、広幡本は広幡長忠が京極宮家仁親王の所有本を「書写校合」したものであり、家仁親王と親交のあった烏丸光栄が介在していた可能性が高い。その光栄は、広幡本に「此一冊秘本也、不出闕外也、光栄」という記載を残しており、『台記』保延二年記を「秘本」と評していたことがわかる。ならば、光栄自身もまたその「秘本」を書写し入手した可能性はないだろうか。この烏丸光栄書写本（以下、烏丸本と表記する）をさらなる類本として想定することにする¹⁵。

烏丸本は京極宮本を書写したと見なし得るので、広幡本の兄弟と位置づけられる。よって、広幡本と同様の特色を

有しており、たとえば任大臣宣命の補訂も記され、前掲した異同⑥（改行の有無）のような書式上の共通点も見られると仮定できよう。一方で、前掲した異同⑨の狩野本・日野本のよきな書き落としおよび補訂が、烏丸本の書写の過程で生じたとするなら、烏丸本が狩野本・日野本と同様の特色を帯びる可能性が浮上する。推測を重ねた想定になるが、このような烏丸本の存在が認められるなら、烏丸本から狩野本・日野本が派生したと見れば、広幡本にある任大臣宣命の補訂が狩野本にも伝わる一方、狩野本と日野本に共通する異同があっても矛盾はなからう。

また、烏丸本を想定する理由がもう一つある。第一章で紹介したように、日野本『台記』の保延二年記以外の巻は日野資矩が中山本を書写したものである。この日野資矩の父資枝は、実は烏丸光栄の子息なのである。日野家と烏丸家は同じ藤原氏北家日野流で、烏丸光栄の子資枝は、六歳のとき日野資時の子となり、やがて日野家を継いでいる⁽¹⁶⁾。こうした関係を踏まえると、識語のない日野本『台記』の保延二年記の由来を烏丸光栄に求めることは許されるのではなからうか。

ここまでの仮説を図示すると次のようになる。



狩野本の前段階にもう一つの類本（X本と表記する）を加えたのは、狩野本の字句の異同を鑑みると、日野本よりさらに一つ下の世代とした方がよいのではないかという傾向があるからである。ただし、X本がいかなるものであるかは、今後、調査および比較検討を進めることによって明らかにしていくこととしたい。

おわりに

本稿では『台記』保延二年記の写本について、狩野本・広幡本・日野本を中心に比較検討してきた。ここまで述べてきたことをまとめてみよう。

『台記』保延二年記の諸写本のうち、狩野本・広幡本・日野本は、一丁の字数・行数や改行などの書式が共通するほか、字句・記述の異同を精査すると類似点が多く、同じ類型に属すと見なすことができる。中でも、保延二年十二月九日条に掲載されている任大臣宣命に加えられた補訂がこの類型の特徴で、その補訂は他の諸写本に見られないものである。特に、現存する保延二年記の祖本たる伏見宮本や、近世に作成された諸写本の出発点となる賀茂本に記されていないことからすると、その補訂はこの類型の大元となる写本の書写者の手によるものだとと言える。

これら三者の作成事情を見ると、まず広幡本は、享保半ばより延享頃、広幡長忠が京極宮家仁親王の所有本（京極宮本）を書写・校合したもので、長忠は家仁親王と親交のあった烏丸光栄を介して京極宮本を手にした可能性が高い。日野本と狩野本は手がかりとなる記述が見当たらず、現時点で書写・作成の時期・主体を特定することは難しい。

また、これら三者が属する類型には、京極宮本のほかにも類本があったと想定できる。それが烏丸光栄書写本（烏丸本）である。和歌に秀でていてかつ有識者だった光栄は、『台記』保延二年記を「秘本」と称し貴重書として評価しており、彼も京極宮本を書写し写本を作成した可能性がある。この光栄の子が日野家に入り家を継いだことからすると、烏丸本→日野本という書写系統が推定できる。さらに、京極宮本を書写した烏丸本は広幡本の兄弟となるので、狩野本がこの烏丸本から派生したと見れば、狩野本・広幡本・日野本の間に関係が認められないにもかかわらず、狩野本が広幡本と日野本双方に類似する異同を有することが整合的に理解できる。

繰り返しになるが、現存する『台記』保延二年記の諸写本は、伏見宮本を書写した賀茂本から派生したものである。すると、本稿で推定した書写系統がどのように賀茂本につながるかが次なる課題となる。その解明のためには、京極

宮本さらにはその元となった写本の探究が欠かせない。烏丸本の件も含め、引き続き写本の調査・検討を進めていきたい。また、今後の調査・検討の結果によっては修正すべき点が出てくるかもしれない。次稿における報告を期して擱筆することとする。

注

- (1) 拙稿A「東北大学附属図書館狩野文庫所蔵『台記』の初歩的考察―保延二年十月記を中心に―」〔中央史学〕四二、二〇一九年)、拙稿B「『台記』保延二年記の基礎的考察―写本の比較検討を通して―」〔中央史学〕四三、二〇二〇年)。
- (2) 伏見宮本は函架番号伏・六一六、柳原本は函架番号柳・四四七。
- (3) 紅葉山本は請求番号特〇二四―〇一〇、坊城本は請求番号一六一―〇五七、賀茂本は請求番号一六一―〇〇五六。
- (4) 配架番号三―四八三五―二。
- (5) 請求記号貴一六四。
- (6) 藤原重雄・尾上陽介「東京大学史料編纂所所蔵『台記』仁平三年冬記」〔東京大学史料編纂所研究紀要〕一六、二〇〇六年)や、東京大学史料編纂所編「東京大学史料編纂所影印叢書二 平安鎌倉記録典籍集」(八木書店、二〇〇七年)、前田育徳会尊経閣文庫編「尊経閣善本影印集成六六 台記 宇槐記抄・台記抄・宇槐雑抄」(八木書店、二〇一七年)などが数少ない成果である。
- (7) 広幡本は函架番号二五九―一五〇、日野本は函架番号二六五―一〇〇九。
- (8) 橋本政宣編『公家事典』(吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (9) 所功編『日本の宮家と女性宮家』(新人物往来社、二〇一二年)。
- (10) 前掲『公家事典』。
- (11) 筑波大学附属図書館所蔵「栄葉集 雑」(請求記号ル二一六―三三二)の巻末に、光榮の孫光祖による光榮の所伝が記されている。その中に、靈元上皇の命で光榮が家仁親王の和歌を添削した話や、光榮が終日家仁親王の桂川別業で陪従して和歌を詠じた話などが残されている。なお、当該史料は築瀬一雄「烏丸光榮研究序説(一)」(『愛知淑徳大学国語国文』一二、一九八九年)において紹介されている。
- (12) 拙稿B参照。柳原本は『宇槐雑抄』を表す「抄」の文字を略している。
- (13) 拙稿B参照。
- (14) 神道大系編纂会編『神道大系 朝儀祭祀編一 儀式・内裏式』(精興社、一九八〇年)。

(15)

前掲『尊経閣善本影印集成六六 台記 宇槐記抄・台記抄・宇槐雜抄』の解説によれば、尊経閣文庫が所蔵する『台記』『台記別記』の中に、「烏丸家蔵」という蔵書印のある烏丸家旧蔵本が含まれているとのことである。このうち『台記別記』の第八冊は保延二年冬記で、「台記別記保延二年／此一冊殊秘本也、不可出闔外也、光栄」と記された打付書があるという。この打付書の文言は広幡本に付されている光栄の識語と極めて似通っており、これが本稿で想定する烏丸本に該当するのではなからうか。

(16)

なお、コロナ禍の影響で閲覧調査が実施できていない。今後、機会を得られたら、烏丸本の確認を行う予定である。前掲『公家事典』。

[補注]

脱稿後、原水民樹『台記』注釈 久安六年』（和泉書院、二〇二一年）が刊行された。また、再校の直前に、尊経閣文庫において、注(15)の烏丸家旧蔵本を閲覧調査する機会を得た。詳細は別稿に譲るが、本稿で提起した仮説が妥当だと言えそうである。

